

議案第 1 4 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町第 8 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定並びに低所得者の保険料軽減の実施等により、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「2万1,825円」を「2万4,795円」に改め、同項第2号中「3万1,525円」を「3万5,815円」に改め、同項第3号中「3万3,950円」を「3万8,570円」に改め、同項第4号中「3万8,800円」を「4万4,080円」に改め、同項第5号中「4万8,500円」を「5万5,100円」に改め、同項第6号中「5万8,200円」を「6万6,120円」に改め、同号イ中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同号ロ中「又は第10号ロ」を「、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」に改め、同項第7号中「6万625円」を「6万8,875円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同号ロ中「又は第10号ロ」を「、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」に改め、同項第8号中「7万2,750円」を「8万2,650円」に改め、同号イ中「300万円」を「320万円」に改め、同号ロ中「又は第10号ロ」を「、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」に改め、同項第9号中「7万7,600円」を「8万8,160円」に改め、同号イ中「500万円」を「400万円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」に改め、同項第10号中「8万4,875円」を「9万6,425円」に改め、同号イ中「1,000万円」を「600万円」に改め、同号ロ中「((1)に係る部分を除く。)」の次に「、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を加え、同項第11号中「8万9,725円」を「12万1,220円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 9万9,180円

- イ 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 10万4,690円
- イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 11万200円
- イ 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 11万5,710円
- イ 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 第4条第3項中「1万2,100円」を「1万3,700円」に改め、同条第4項中「1万9,400円」を「2万2,000円」に改め、同条第5項中「3万1,500円」を「3万5,800円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第9条 第1号保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(保険料率)	(保険料率)
<p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万4,795円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万5,815円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万8,570円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万4,080円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万5,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>6万6,120円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者</p>	<p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万1,825円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万1,525円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万3,950円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>3万8,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>4万8,500円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>5万8,200円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者</p>

新	旧
<p>(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、<u>第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>6万8,875円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、<u>第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万2,650円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、<u>第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>8万8,160円</u></p>	<p>(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ <u>又は第10号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>6万625円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ <u>又は第10号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,750円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ <u>又は第10号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>7万7,600円</u></p>

新	旧
<p>イ 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>9万6,425円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>9万9,180円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、<u>前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>10万4,690円</u></p>	<p>イ 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,875円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>

新	旧
<p>イ <u>合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者 11万200円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) <u>次のいずれかに該当する者 11万5,710円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) <u>前各号のいずれにも該当しない者 12万1,220円</u></p>	<p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者 8万9,725円</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者につ</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者につ</p>

新	旧
<p>いての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万3,700円</u>とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万2,000円</u>とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万5,800円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第9条 第1号保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u>については、<u>同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額</u>(当該額が零を下回る場合には、<u>零とする。</u>)によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料</p>	<p>いての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万2,100円</u>とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,400円</u>とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万1,500円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 略</p>

新	旧
<p>率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

介護保険条例について、次の改正を行います。

- (1) 大口町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に伴う介護保険料金額の改定
- (2) 令和2年度に引き続き低所得者の第1号被保険者保険料軽減の実施による改正
- (3) 平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正に伴い介護保険法施行令の規定の見直しがされたことによる改正

2 改正の概要

- (1) 大口町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に伴う改正
(第4条関係)

「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」は3年に1度見直しを行います。同計画では、計画期間中の介護保険料を決定しており、令和3年度は第8期計画（令和3年度から令和5年度まで）の初年度に当たるため、介護保険条例に規定している介護保険料について改正を行います。

ア 保険料の改定を行います。

介護保険料 基準額を55,100円（月額4,596円）とします。

（第7期計画 基準額48,500円（月額4,041円））

イ 介護保険料段階を11段階から15段階とします。

第7段階から第11段階までの5段階を第7段階から第15段階までの9段階とし、これまでより、所得に応じた負担割合としました。

《別紙資料》参照

(2) 低所得者の保険料軽減（第4条第3項、第4項、第5項関係）

令和3年度も昨年度に引き続き、保険料段階第1段階から第3段階までの低所得者の保険料軽減を行います。（軽減後の保険料率は昨年度と同じです。）

ア 第1段階の方の保険料を24,795円から13,700円に軽減します。

イ 第2段階の方の保険料を35,815円から22,000円に軽減します。

ウ 第3段階の方の保険料を38,570円から35,800円に軽減します。

《別紙資料》参照

(3) 介護保険法施行令の規定の見直しに係る改正（第4条、附則第9条関係）

ア 平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正による影響軽減に伴う改正

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとなりました。これに伴い意図せざる影響や不利益を生じないように見直します。

（改正内容）

保険料率算定に関する基準の特例として、年金等所得を有する第1号被保険者の給与所得及び公的年金等所得の合計額から10万円を控除します。（当該額が零を下回る場合には、零とします。）

イ 令和2年度税制改正による影響に伴う改正

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされたことにより改正します。（租税特別措置法第35条の3第1項）

（改正内容）

介護保険条例第4条に規定する保険料率を定める合計所得金額を求める控除に低未利用土地等にかかる特別控除を加えます。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。